

調査の概要

1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、文部科学省が都道府県を通じ、昭和23年度から毎年行っている調査である。

2 調査内容

- (1) 調査期日 令和7年5月1日現在
- (2) 調査対象 幼稚園、幼保連携型認定こども園(※1)、小学校、中学校、義務教育学校(※2)、高等学校、中等教育学校(※3)、特別支援学校、専修学校、各種学校、市町村教育委員会
- (3) 調査項目 学校数、学級数、在学者数、教員数、職員数、卒業者数、進学者数、就職者数等(※4)

※1 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園（学校）機能と保育所（児童福祉施設）機能をあわせ持つ単一の施設。

※2 一つの学校として小中一貫教育を行う。修業年限は9年で、前期課程(6年)と後期課程(3年)に区分される。

※3 一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う。修業年限は6年で、前期課程(3年)と後期課程(3年)に区分される。

※4 調査項目中、卒業者数、進学者数、就職者数等は確定値で公表する。

3 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）

統計法施行令（平成20年政令第334号）（指定統計第13号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

利用上の注意

・ この数値は速報値であり、後日文部科学省から公表される数値が、確定値となる。

・ 統計表及び解説文中の符号等の見方

「－」 計数なし

「0.0」 計数が単位未満である

「…」 計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合

「△」 減少の場合

・ 構成比は四捨五入によって算出しているので、合計の数字と内訳が一致しないこともある。

【 用語の説明 】

〔学校調査〕	
教員数（本務者）	当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断する。
教員数（兼務者）	本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。
学級数	5月1日現在届出をしている等、正規の手続きを完了（届出をすることが確実である場合を含む。）している学級。
単式学級	同学年の児童生徒で編成されている学級。
複式学級	2以上の学年の児童生徒で編成されている学級。
特別支援学級	学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級。 学級の種類は「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」の7種類。
幼保連携型 認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園（学校）機能と保育所（児童福祉施設）機能をあわせ持つ単一の施設。
義務教育学校	一つの学校として、小中一貫教育を行う。修業年限は9年で、前期課程（6年）と後期課程（3年）に区分される。
中等教育学校	一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う。修業年限は6年で、前期課程（3年）と後期課程（3年）に区分される。

（専修学校と各種学校）

	専修学校	各種学校
修 業 年 限	1年以上	1年以上 簡易な技芸等は3ヶ月以上
授 業 時 間	年間800時間以上 夜間学科は450時間以上	年間680時間以上
生 徒 数	40人以上	教員数等を考慮して定める
教 員 数	専任教員数は最低3人以上 定員等によって定め、半数以上は専任教員	課程・生徒数に応じて必要な教員数を置く 3人以上
入 学 資 格	高等課程は中卒以上。専門課程は高卒以上。 一般課程は独自に設定。	課程に応じて独自に設定